

累犯・障害が、者の 支援を考へる 11.26(水) セミナー 13:00→15:30 Web研修 定員200人

高齢・障がいにより自立更生が困難な刑務所等出所者が、福祉サービス等につながり、安定して地域で暮らし続けるためには、受入れ施設や事業所、福祉行政、相談支援機関等の理解と協力が不可欠です。今、司法の領域においては、刑法改正に伴う拘禁刑の導入により、出所後の生活を見越した生活環境調整処遇の個別化が求められています。地域における重層的な支援体制の実現に向けて、累犯障がい者・高齢者への理解をさらに深めることを目的として本セミナーを開催します。

『懲らしめ』から『社会復帰』へ

「拘禁刑時代に求められる
罪に問われた高齢者・障害者に対する
地域生活支援」

講師 掛川直之氏
立教大学コミュニティ福祉学部准教授

「学問（社会福祉学）としての司法福祉学の樹立」「司法福祉学と刑事司法ソーシャルワーク臨床との架け橋」「犯罪行為からの離脱を支える地域づくり」を3つの柱とした研究を行っている。近年は主に、出所者の生活史を手がかりに犯罪からの社会復帰とは何かを問い、累犯者が犯罪行為を手放して生きることを支える仕組みについて、社会福祉政策の観点から検討するとともに、大阪・名古屋・東京を中心とした調査・研究を継続しつつ、出所者を支える地域づくりの実践、地域におけるコンフリクト・マネジメント、さらには高齢受刑者処遇の日韓比較等にも取り組んでいる。同時に、地域生活定着促進事業や地域再犯防止推進計画の展開にも注視しつつ、社会福祉学/ソーシャルワーク論の立場から、刑事司法と福祉に関連する研究を進めている。

受付 **12:30**

12:30 から入室可能。
申込み後にこちらから送信するリンク先から
Zoom を使用してご入室ください。

開会 **13:00**

行政報告 **13:10**

「特別調整と
保護観察所の役割」

長野保護観察所 統括保護観察官
成瀬 摂子 氏

実践報告 **13:25**

「受刑者の特性に応じた
個別処遇の取組」

長野刑務所 矯正処遇部長
野尻 弘之 氏

講演 **14:00**

閉会 **15:30**

主催 ▶ 公益社団法人 長野県社会福祉士会・長野県地域生活定着支援センター

後援 ▶ 長野県/長野保護観察所/長野地方検察庁/長野地方法務局/長野県社会福祉協議会/長野県民生児童委員協議会連
(予定) 合会/長野県弁護士会/長野県司法書士会/リーガルサポートながの/長野県保護司会連合会/長野県更生保護女性
連盟/長野県BBS連盟/長野県保護観察協会/NPO法人長野県就労支援事業者機構/長野県人権擁護委員連合会

問合せ ▶ 長野県地域生活定着支援センター tel:026-217-0510

裏面の方法により、令和7年11月7日(金)までにお申し込みください。

申し込み方法は
こちら。

下記URLもしくはQRコードから申し込みフォームに入力後、11月7日(金)までに送信してください。



<https://forms.gle/PQYoWwxoHt1sE2BV7>

お申し込み直後にこちらから受付け完了のメールを送信します。当日参加リンク URL は開催日の1週間ほど前に送信します。ご了承ください。

本研修は「Zoom」(<http://zoom.us/>)を使用します。

- ・インターネットに接続されたパソコン、タブレット、スマホ等のいずれでも参加できます。
- ・当日接続不良に関するお問い合わせには対応できません。

インターネットに接続できる環境が必要です。

- ・参加にかかるデータ通信料は参加者負担となりますのでご了承ください。
 - ・通信状況やお使いのデバイスの接続状況により、映像や音声途切れてしまうなどの不具合が生じる可能性もあります。あらかじめご了承ください。
 - ・配信の撮影・録画・キャプチャー等および資料の無断転載、複製等は固くお断りいたします。
 - ・本研修は講演用 Zoom「ウェビナー」を使用しますので、受講者側の映像が表示されたり音声が流れることはありません。
- ※ セミナーの資料がある場合は後日配布する予定です。

上記Webフォーム以外の申し込みは、下記に記載の上、FAXまたはメールで送信してください。
FAX▶026-266-0339 / E-mail▶teichaku-nacsw@iaa.itkeeper.ne.jp

累犯障がい者・高齢者の支援を考えるセミナー(申込書)

※Zoom による入室認証や URL 送信の関係上、メールアドレスの記載は必須になります。

代表者氏名		合計人数
		人
代表者連絡先	住所 〒 -	
TEL	FAX	メールアドレス (必須)

- 所属先を○で囲んでください。
 - ・行政.相談関係 (区市町村、福祉事務所、地域包括、障害者総合支援センター等)
 - ・福祉.医療施設 (高齢、障がい、児童、救護、病院等)
 - ・司法関係 (保護観察所、矯正、保護司、協力雇用主等)
 - ・専門職 (弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、医療従事者等)
 - ・福祉関係団体 (社協、民生児童委員) ・ その他ボランティア等

- セミナーでふれてほしい内容、質問、意見等をお書きください。